

北茨城市除染実施計画

〈 第 1 版 〉

平成 24 年 4 月

北茨城市

北茨城市除染実施計画

〈 第 1 版 〉

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域.....	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置.....	4
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	6
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項.....	7
7. その他の事項	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの生活空間については約60%減少）した状態を実現することを目指し、平成25年3月までを第1期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

本計画の内容や期間については、除染の効果や進捗を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

市が主体となって実施した市内の空間線量率の調査及び文部科学省の航空機モニタリング結果に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である以下の区域を除染が必要な区域又は施設として本計画の対象区域とします。

1) 区域

区域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
関本町富士ヶ丘	0.165 ~ 0.752	0.339
関本町小川 (※)	~	
華川町小豆畑(山下・内城台地区を除く)	0.139 ~ 0.341	0.234
華川町上小津田 唐虫・高山地区	0.187 ~ 0.297	0.230
磯原町内野	0.196 ~ 0.344	0.234
磯原町大塚 足田内地区	0.200 ~ 0.272	0.230

※ 関本町小川は、積雪のため現時点で詳細測定を行うことができない状態ですが、文部科学省航空機モニタリングの結果で平均空間線量率が 0.23μ Sv/h以上であることから、区域として設定するものです。

2) 施設

施設単位		空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
(名称)	(所在)		
富士ヶ丘小学校	関本町富士ヶ丘	0.22 ~ 0.35	0.28
華川小学校	華川町上小津田	0.22 ~ 0.30	0.26
雨情の里 [♫] ツ広場	華川町上小津田	0.22 ~ 0.30	0.26
小中公園	平潟町	0.22 ~ 0.25	0.23
五浦岬公園	大津町	0.20 ~ 0.49	0.35
五浦第1公園	大津町	0.24 ~ 0.27	0.25
五浦第2公園	大津町	0.22 ~ 0.52	0.30
浜道第7公園	関本町関本中	0.22 ~ 0.28	0.25
石倉第2公園	関本町関本上	0.24 ~ 0.26	0.25
石倉第3公園	関本町関本上	0.22 ~ 0.24	0.23
ニッ島ひがし公園	磯原町磯原	0.20 ~ 0.24	0.23
ニッ島みなみ公園	磯原町磯原	0.21 ~ 0.27	0.23
堂平公園	磯原町磯原	0.19 ~ 0.27	0.23
下駒木第1公園	華川町車	0.20 ~ 0.26	0.24
汐見ヶ丘近隣公園	中郷町汐見ヶ丘	0.16 ~ 0.45	0.23
石岡公園	中郷町石岡	0.22 ~ 0.27	0.25
石岡第2公園	中郷町石岡	0.22 ~ 0.25	0.24
椿ヶ丘公園	中郷町日棚	0.23 ~ 0.24	0.24
大沢第1公園	中郷町日棚	0.21 ~ 0.26	0.25
大沢第2公園	中郷町日棚	0.24 ~ 0.27	0.25
宝壺第2公園	中郷町日棚	0.23 ~ 0.27	0.24
上田公園	中郷町日棚	0.23 ~ 0.25	0.24

※ 1) 区域に含まれないものに限ります。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
小学校・公園・公共施設 (スポーツ広場、社会教育施設、集会施設)	北茨城市
商業施設、工場、集合住宅	北茨城市、自治会等、所有者 (※1、※2)
戸建て住宅	北茨城市、自治会等、所有者 (※1、※2)
道路	北茨城市、茨城県(※3)
生活圏隣接の森林	北茨城市、国、所有者 (※1、※4)
農地 (以下に掲げるものを除く。)	北茨城市、自治会等、所有者 (※1、※2)
農地 (永年性作物が栽培されている農地に限る。)	北茨城市、自治会等、所有者 (※1、※2)
牧草地	北茨城市、自治会等、所有者 (※1、※2)

※1 自治会等及び所有者と協議の上、市、自治会等、所有者のいずれが除染を実施するかを決定します。

※2 自治会等が除染を実施する場合は、除草等の簡易な除染を行うこととします。その際、市は、線量低減化支援事業により支援します。

※3 具体的に除染する対象について、今後、茨城県と相談し定めることとします。

※4 具体的に除染する対象及びいずれが除染を実施するかについて、今後、国、所有者等と相談し定めることとします。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン(平成23年12月 第1版)及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。)の内容に則って除染を行います(除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり)。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量率の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が平均毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、当該対象の除染は実施しません。ただし、こうした場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量率が周辺と比べて有意に高く、毎時0.23マイクロシーベルトを超える地点については、除染を行うこととします。

【除染対象と主な除染措置の内容】

除染対象	主な除染措置の内容(下記から必要な措置を選択します)	
小学校・公園・公共施設 (スポーツ広場、社会教育施設、集会施設)	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管 土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復 ・汚染されていない土等による被覆
商業施設、工場、集合住宅	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
戸建て住宅	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面等の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄 ・汚泥の除去等
	コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草

除染対象	主な除染措置の内容（下記から必要な措置を選択します）	
道路	路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
	法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・除草
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く。）	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	<ul style="list-style-type: none"> ・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	牧草地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去

※ 「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」と「土地表面の被覆」については、原則としていずれか一つの措置を行います。

※ 「汚泥の除去等」には、雨樋下等の局所的に線量が高い箇所における天地返しのような除染方法等が含まれます。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしておりますが、当面、平成25年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組めます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成25年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成25年4月以降の除染の計画やスケジュールを策定します。

除染対象	平成23年度				平成24年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4
小学校・公園・公共施設 (スポーツ広場、社会教育施設、集会施設)								
商業施設、工場、集合住宅								
戸建て住宅								
道路								
生活圏隣接の森林								
農地（以下に掲げるものを除く。）								
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）								
牧草地								

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染実施区域（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

除染実施区域（施設）内での現場保管ができない場合は、原則として当該除染実施区域内に仮置場を設け、当該区域外への搬出、当該区域外からの搬入は行わないこととします。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急に除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等を踏まえて、適宜、計画の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、必要に応じて計画の内容、期間等の見直しを行い、その都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間線量率を測定します。
- (4) 空間線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、市広報紙やホームページ等で随時公表します。

以 上